

# カナダの森林・林業

令和4年1月  
林野庁 木材貿易対策室

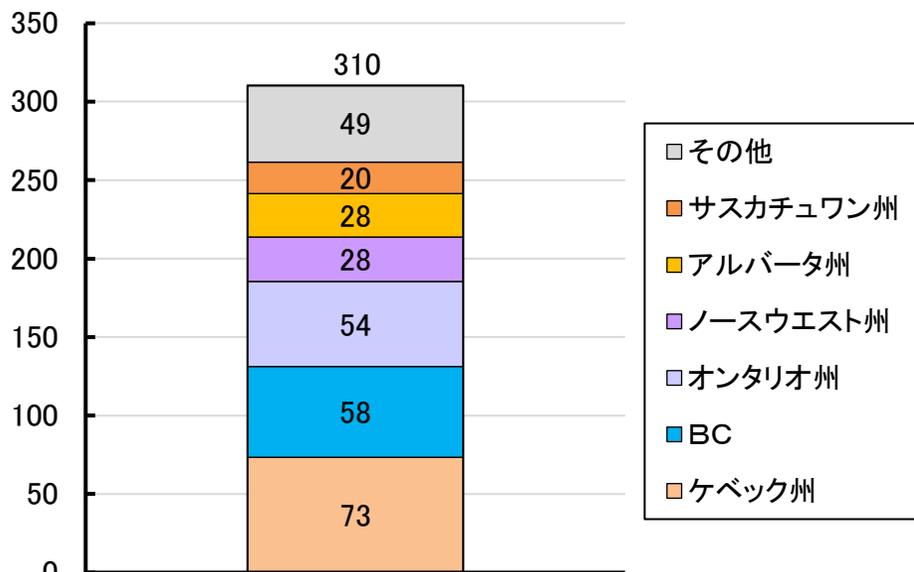
# 目次

1. カナダの森林・林業
2. カナダの針葉樹丸太生産量・輸出量
3. カナダの針葉樹製材生産量・輸出量
4. BC州の森林・林業
5. BC州の針葉樹丸太生産量・輸出量
6. BC州の針葉樹製材生産量・輸出量
7. BC州の森林・林業政策
  - (1) コンセッション制度
  - (2) スタンページ
  - (3) 丸太輸出税
  - (4) 丸太輸出規制
  - (5) 木材利用促進政策

# 1. カナダの森林・林業

- **カナダの森林面積は3.47億ha**(※露、伯に次ぐ)で、**国土面積(10億ha)の35%**、世界の森林面積(41億ha)の9%を占める。針葉樹林が68%、広葉樹林が11%、混交林が16%等。主な生育樹種は、スプルース、マツ、モミ、米ツガ、米マツ。
- **州別の森林面積では、ケベック州が24%、ブリティッシュコロンビア(BC)州が19%、オンタリオ州が17%**など。
- **森林の所有形態は、州有林が89%**で大部分を占め、私有林が6%、連邦有林が1%等。私有林の所有者は約45万人。一部の大企業を除けば、小規模所有者が多い。
- **連邦政府(天然資源省)は、全国森林資源調査、州を超える森林火災や病虫害対策、国際的な対応等を担当。**州政府は、伐採等の林業生産活動を担当。
- **2019年における丸太生産量は1.44億m<sup>3</sup>、製材生産量は5,770万m<sup>3</sup>。**それぞれ、**世界生産量の7%、12%**を占める。丸太生産量の2%、製材生産量の64%を輸出。主な輸出先は、丸太が中国、製材が米国。
- **人口約3,200万人のうち、林業就業者数は5.2万人で、全就業者数に占める割合は0.3%。**

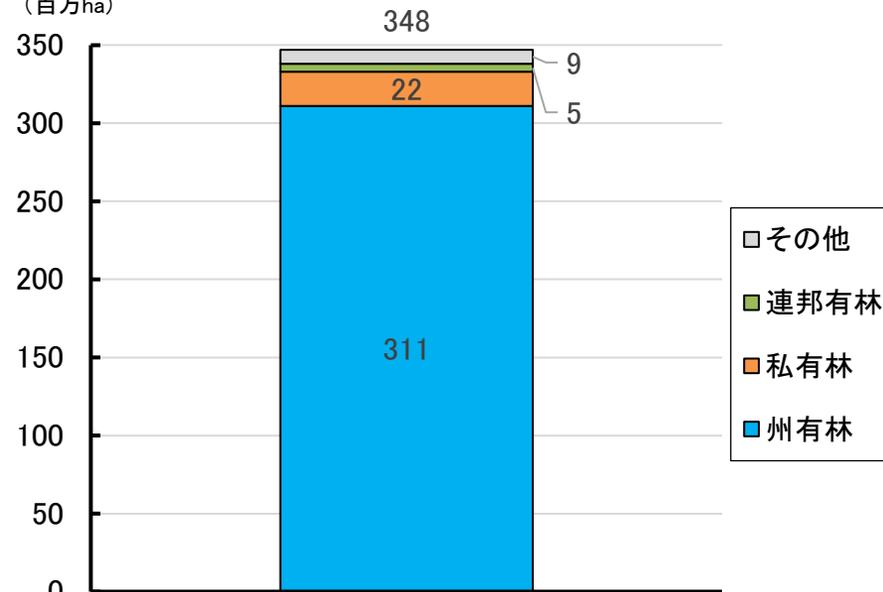
(百万ha)



資料: World Atlas

カナダの州別森林面積

(百万ha)



資料: National Forest Inventory

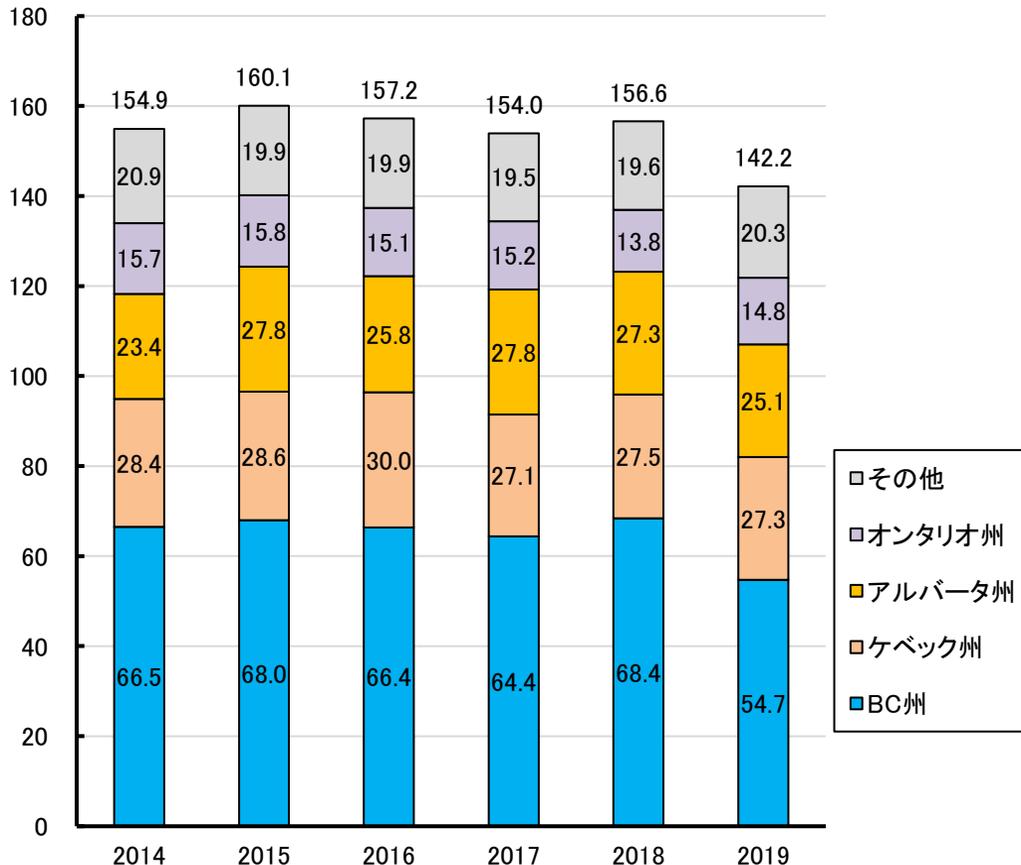
カナダの所有者別森林面積

注: データの出典が異なるため、両グラフの森林面積計は異なる。

## 2. カナダの針葉樹丸太生産量・輸出量

- 2019年におけるカナダの針葉樹丸太生産量は1.42億m<sup>3</sup>で、世界の生産量(11.6億m<sup>3</sup>)の12%を占める。州別には、BC州が38%、ケベック州が19%、オンタリオ州が18%など。
- 2020年におけるカナダの針葉樹丸太輸出量は275万m<sup>3</sup>(※生産量の3%(2019年))で、世界の輸出量(9,620万m<sup>3</sup>)の3%を占める。丸太輸出量は、2017年から減少が続き、2020年は、BC州の最大手丸太輸出業者が、経営戦略の観点から一時的に自有林の伐採を停止したため半減。国別には、中国が61%、日本が17%、米国が9%など。

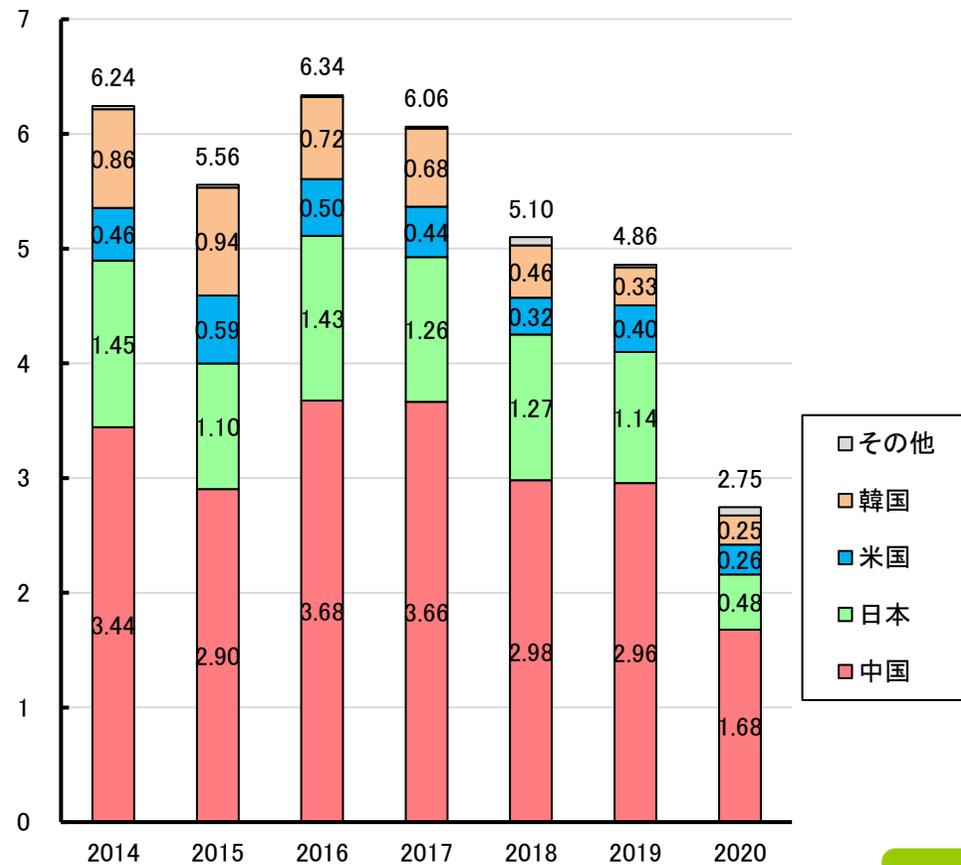
(百万m<sup>3</sup>)



資料: National Forestry Database

カナダの州別針葉樹丸太生産量

(百万m<sup>3</sup>)

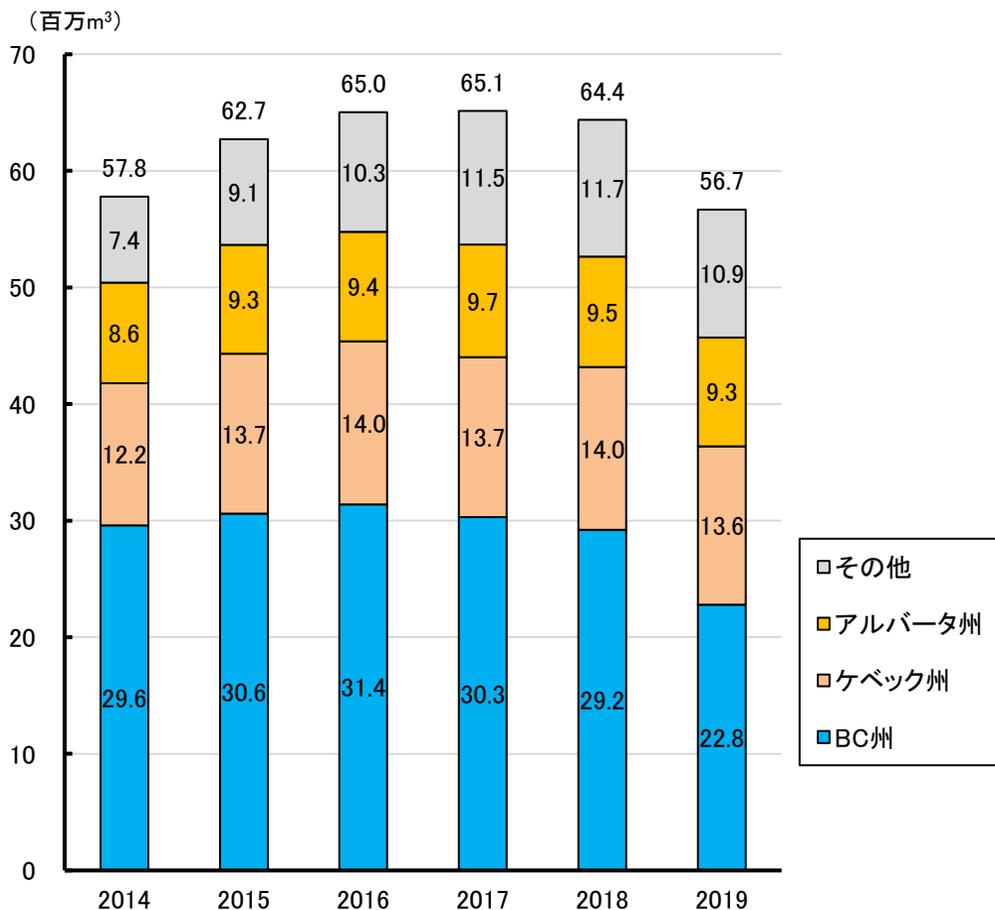


資料: Global Trade Atlas

カナダの国別針葉樹丸太輸出量

### 3. カナダの針葉樹製材生産量・輸出量

- 2019年におけるカナダの針葉樹製材生産量は5,670万m<sup>3</sup>で、世界の生産量(3.52億m<sup>3</sup>)の16%を占める。州別には、BC州が40%、ケベック州が24%、アルバータ州が16%など。
- 2020年におけるカナダの針葉樹製材輸出量は3,640万m<sup>3</sup>(※生産量の64%)で、世界の輸出量(1.35億m<sup>3</sup>)の27%を占める。輸出量は2017年から減少傾向。国別には、米国が85%で大部分を占め、中国が9%、日本が4%など。



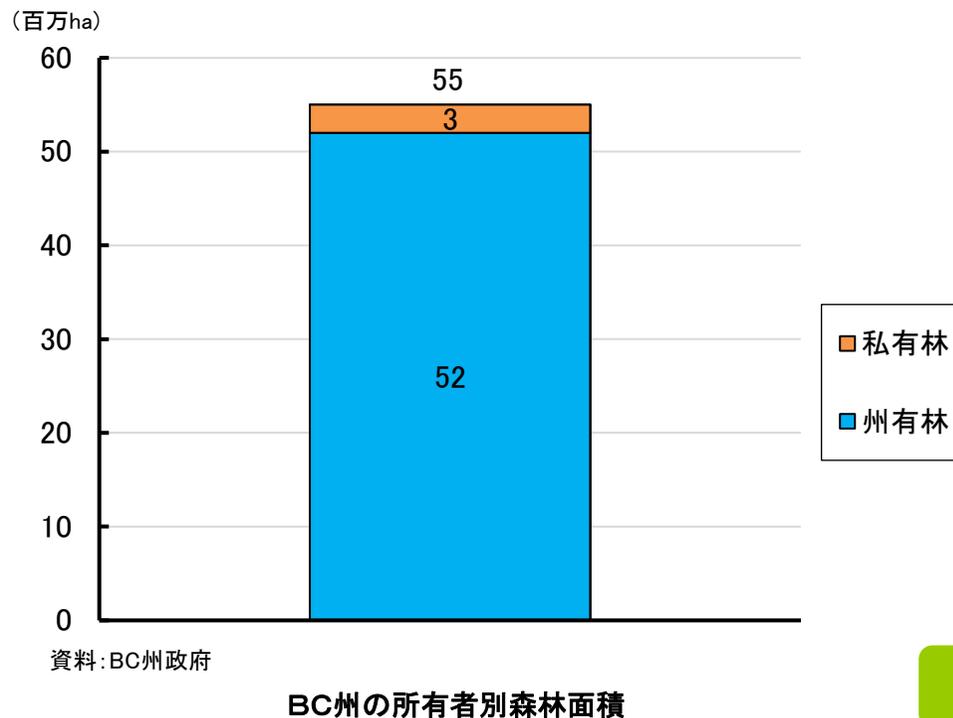
カナダの州別針葉樹製材生産量



カナダの国別針葉樹製材輸出量

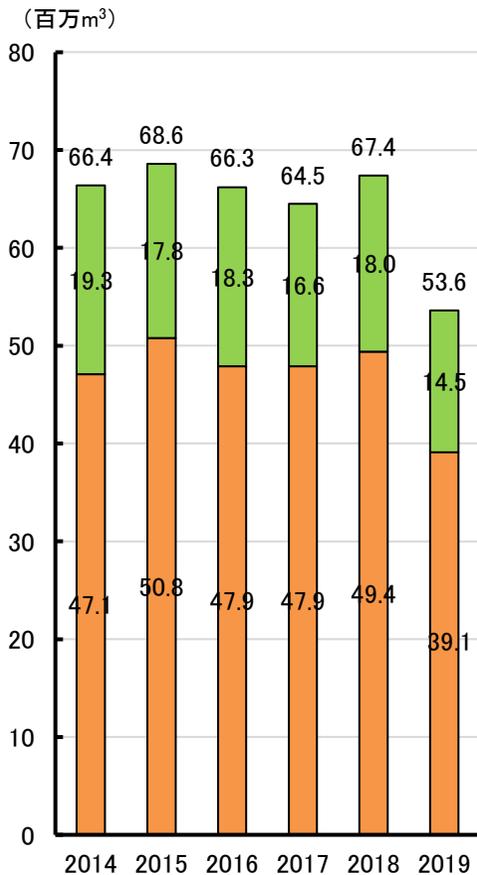
## 4. BC州の森林・林業

- BC州の森林面積は5,500万haで、州土面積(9,500万ha)の58%、カナダの森林面積の16%を占める。
- BC州の森林は、**内陸部(Inland)**と**沿岸部(Coastal)**に大別。内陸部は比較的平坦な地形で、SPFが多い。沿岸部は急峻な地形で、ヘムロックやダグラスファーが多い。
- 森林の所有形態は、**州有林が95%(5,200万ha)**、**私有林が5%(300万ha)**。私有林の大部分はバンクーバー島に所在。
- 2019年における**針葉樹丸太生産量は5,360万m<sup>3</sup>**、**針葉樹製材生産量は2,280万m<sup>3</sup>**。それぞれ、**国内生産量の38%、40%**を占める。それぞれ、**州内生産量の9%、88%**を輸出。
- 州有林の伐採権(**コンセッション**)は、**民間企業に付与して、立木代金(スタンページ)**を徴収。
- 州内産業保護のため、**丸太輸出を規制**。丸太輸出に対しては、**輸出税も賦課**。
- 2011年から、「**ウッドファースト**」として、州内・海外における**木材利用拡大を推進**。
- 州人口約520万人のうち、**林業就業者数は1.5万人程度**で、**全産業に占める割合は0.7%**。



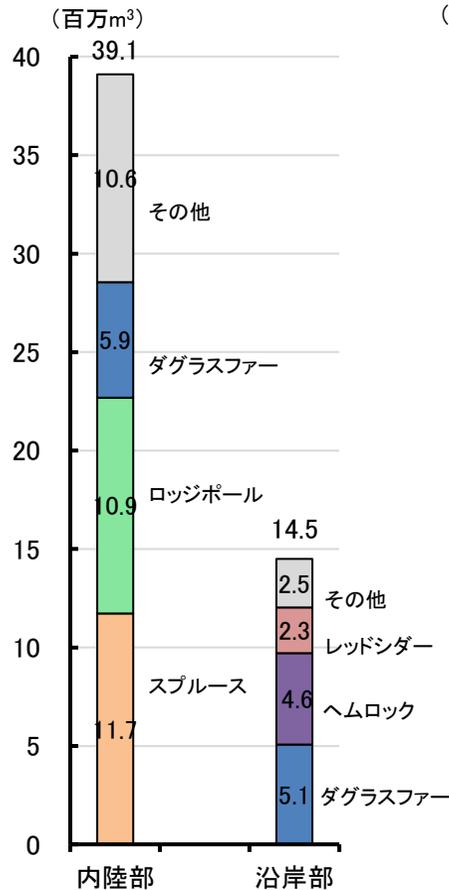
# 5. BC州の針葉樹丸太生産量・輸出量

- 2019年におけるBC州の針葉樹丸太生産量は5,360万m<sup>3</sup>で、カナダ全体の38%を占める。
- 針葉樹丸太生産量の73%が内陸部、27%が沿岸部。主要樹種は、内陸部がSPF、沿岸部がダグラスファーとヘムロック。
- 2020年におけるBC州の針葉樹丸太輸出量は270万m<sup>3</sup>(※生産量の5%(2019年))、カナダ全体の98%を占める。丸太輸出量は、2017年から減少傾向。2020年は、BC州の最大手丸太輸出業者が、経営戦略の観点から一時的に自社所有林の伐採を停止したため半減。国別には、中国が62%、日本が18%、韓国が9%など。輸出樹種は、ヘムロック(46%)とダグラスファー(34%)で大半。

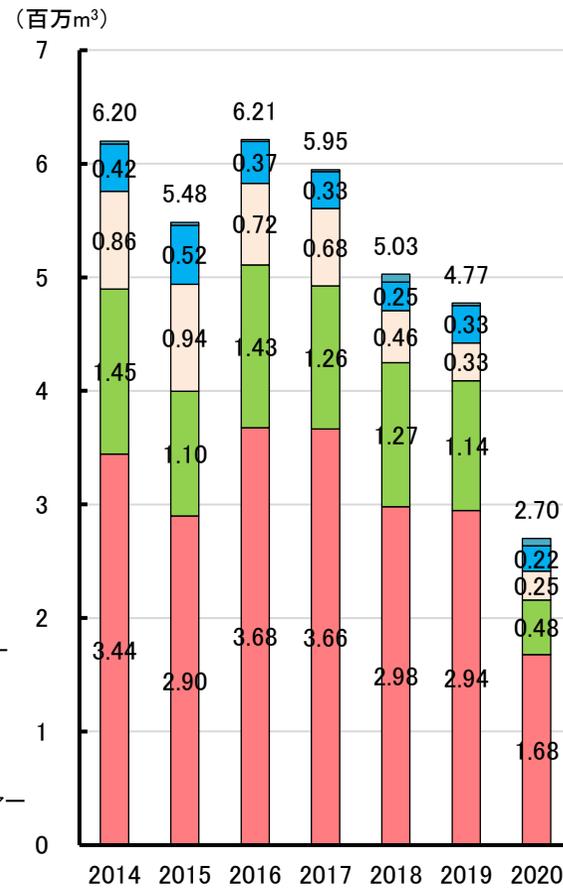


資料: Statistics Canada

BC州の針葉樹丸太生産量

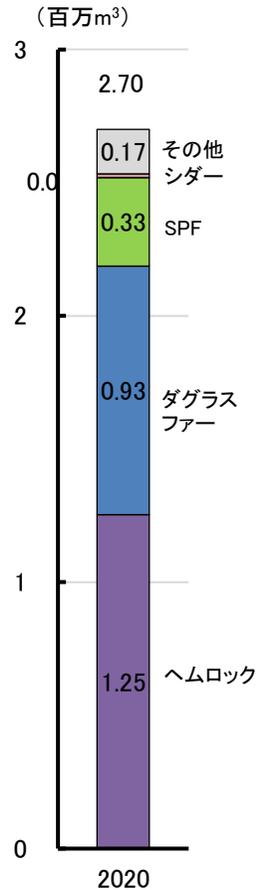


丸太生産量の樹種別内訳 (2019年、内陸・沿岸別)



資料: BC州政府統計

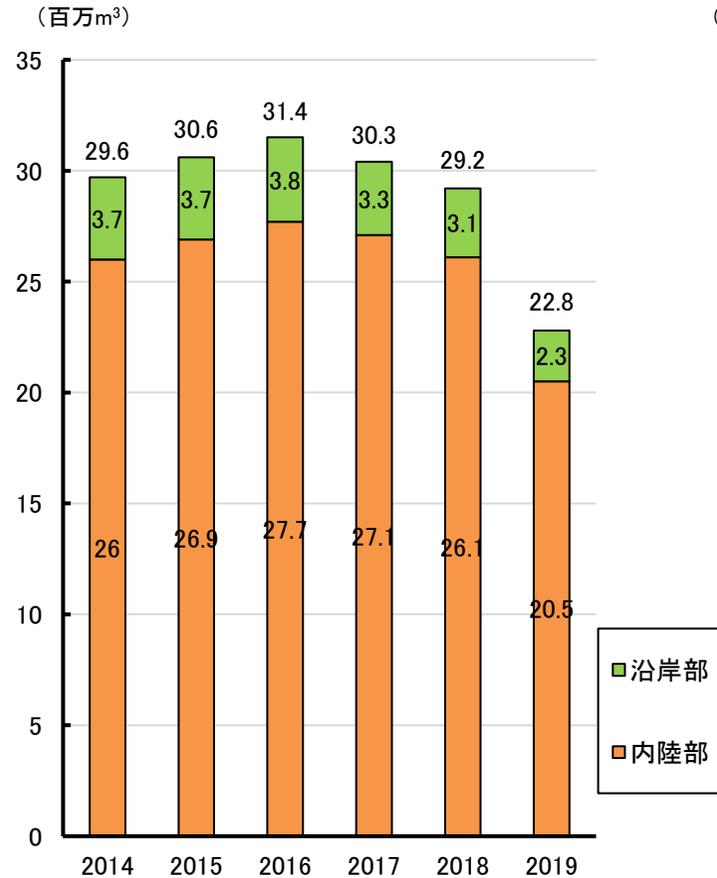
BC州の針葉樹丸太輸出量



針葉樹丸太輸出量の樹種別内訳 (2020年)

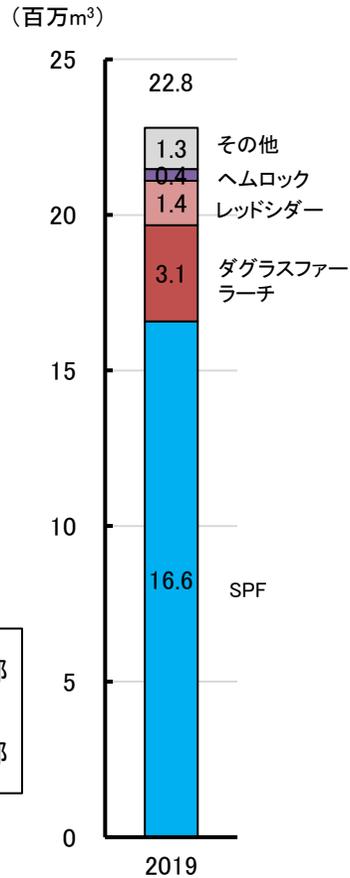
## 6. BC州の針葉樹製材生産量・輸出量

- 2019年におけるBC州の針葉樹製材生産量は2,280万m<sup>3</sup>で、カナダ全体の40%を占める。2017年から減少傾向が続き、2019年は、北米市況の急落による製材工場の減産や閉鎖により、前年比▲22%の減。内陸部が生産量の90%を占める。樹種は、SPFが73%。
- 2020年におけるBC州の針葉樹製材輸出量は1,830万m<sup>3</sup>(※生産量の80%)、カナダ全体の50%を占める。2017年から減少傾向が続き、2020年は前年比9%減。国別には、米国が72%、中国が16%、日本が7%など。

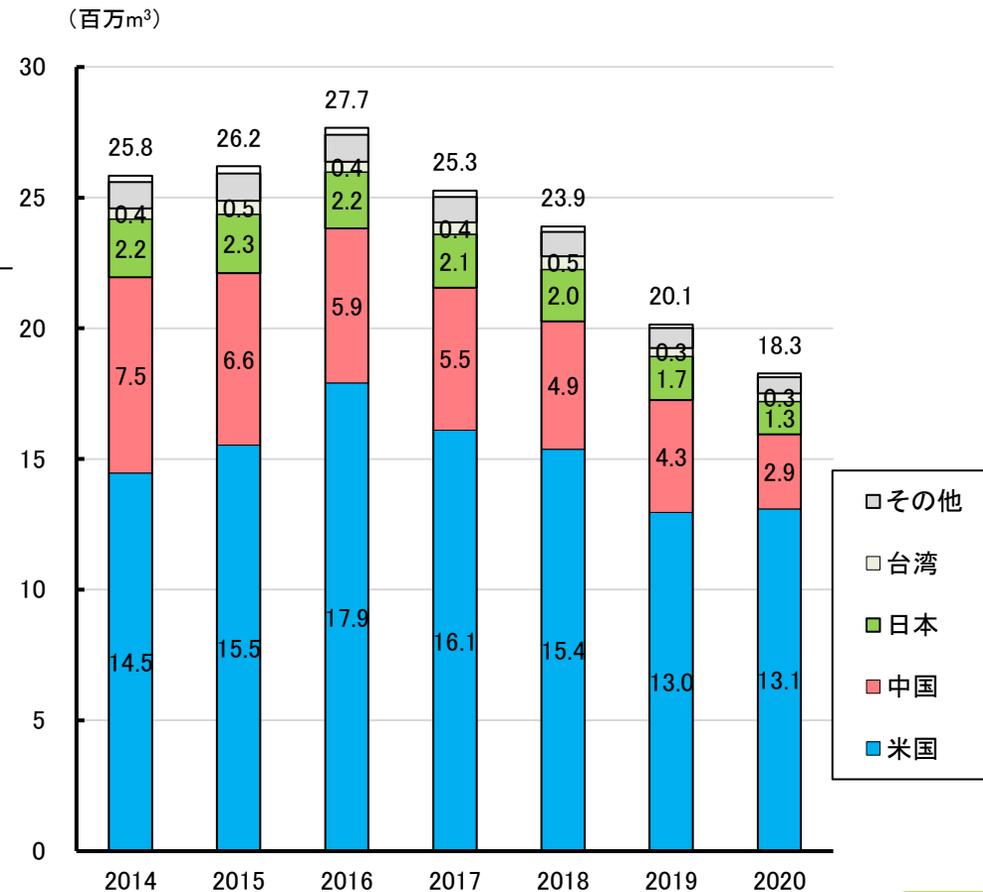


資料: Statistics Canada

BC州の針葉樹製材生産量



BC州針葉樹製材生産量の樹種別内訳(2019年)



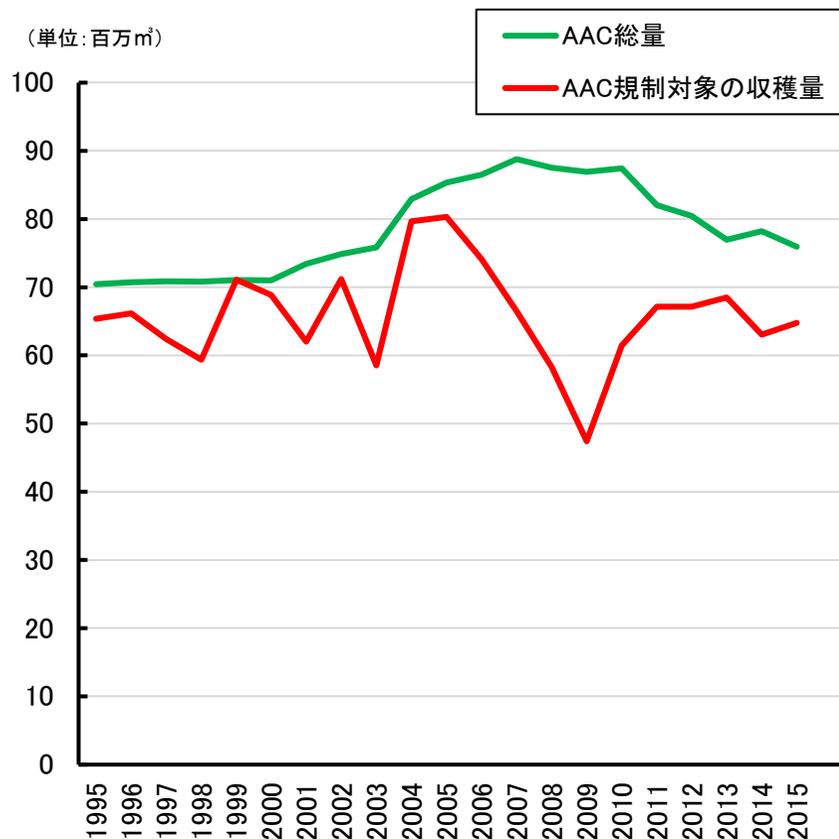
資料: BC州政府統計

BC州の針葉樹製材輸出量

# 7. BC州の森林政策－(1)コンセッション制度

- 州有林の伐採権(コンセッション)は、必要な資格を満たした民間企業や地域共同体に付与。伐採権所有者には、森林計画の策定や立木代金の支払い等の義務が課される。
- 伐採対象となる州有林として、「ツリーファームライセンス(TFL)」と「木材供給区域(TSA)」を設定。
- TFLは、最大規模の州有林利用権で、通常、加工施設を有する企業に付与、契約期間は25年間。TSAでは、「フォレストライセンス(FL)」、「ティンバーセールライセンス(TSL)」等を付与。
- 州政府は、蓄積、生長量、社会・経済状況等を勘案の上、TFL・TSA毎に年間許容伐採量(AAC)を割り当て、10年毎に見直し。
- AACは、2000年代以降、マウンテンパインビートル被害木処理のため、増加傾向で推移したが、2008年以降は減少傾向。

区分	特徴	期間	主な義務	
ツリーファームライセンス(TFL)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定区域の伐採と森林管理に関する事実上の独占権。</li> <li>・最も規模の大きい州有林利用権で、通常は加工施設を有する企業に付与。</li> </ul> (※34件、AAC計11.8百万m <sup>3</sup> (平均35万m <sup>3</sup> /件))	25年 (5～10年毎に更新可)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立木代金支払い</li> <li>・森林管理計画作成、路網開設、再造林、林分調査・蓄積管理</li> </ul>	
木材供給区域(TSA) (※38箇所、AAC計50.7百万m <sup>3</sup> )	フォレストライセンス(FL)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・TSAの一部を対象に、年間許容伐採量の伐採を行う権利。</li> </ul> (※316件、AAC計33.9百万m <sup>3</sup> (平均11万m <sup>3</sup> /件))	最長20年 (5～10年毎更新可)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立木代金支払い</li> <li>・森林管理計画作成、路網開設、再造林</li> </ul>
	ティンバーセールライセンス(TSL)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競争入札によって発行される特定区域の木材を伐採する権利。</li> </ul>	最長4年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立木代金支払い</li> </ul>
	ウッドロットライセンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私有林所有者が、隣接する州有林を10年契約の伐採権を取得し、自らの森林と合わせて経営する権利。</li> </ul>	最長20年 (10年毎更新可)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立木代金支払い</li> <li>・森林計画作成、林分調査・蓄積管理</li> </ul>



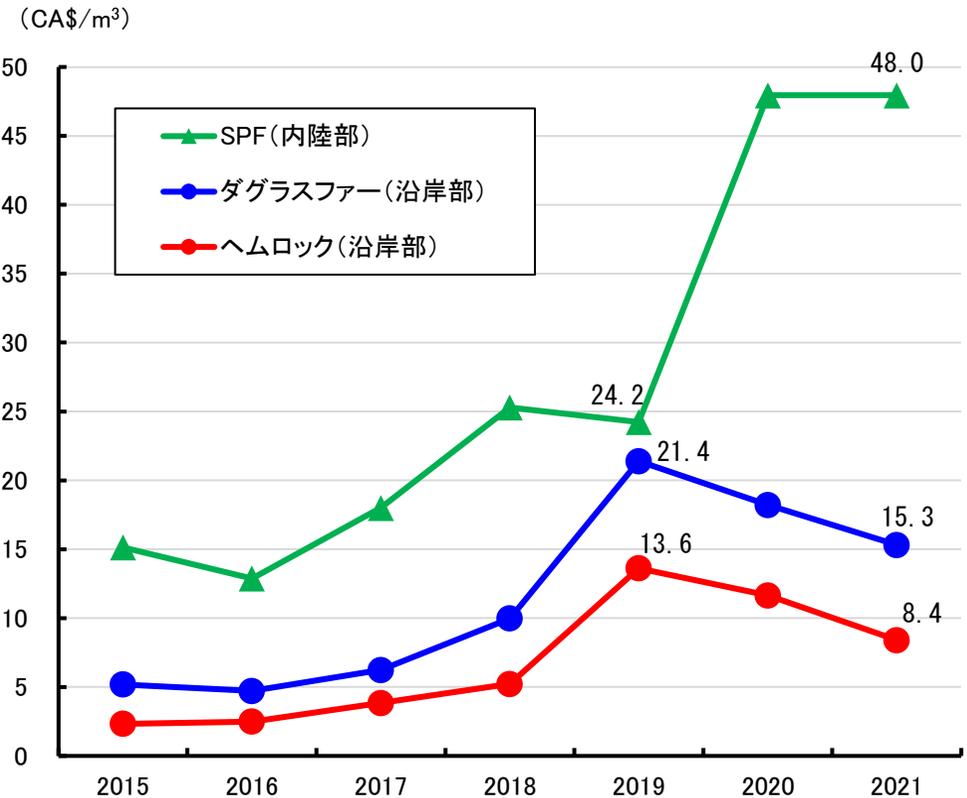
注: 件数、AACは、いずれも2021年9月時点。

## 7. BC州の森林政策－(2)スタンページ

- **スタンページ(立木代金)**は、企業や個人が州有林から立木を収穫するときに、州に対して支払う料金。スタンページ単価は、**コンセッション付与時に、競争入札方式で決定**。
- スタンページ単価の算出方式は、2020年に、**製材等の市場価格を反映する方式に改訂**(※以前は、丸太の国内価格を基に算出)。これにより、スタンページ単価は、**内陸部のSPFが大きく上昇する一方、沿岸部のダグラスファーとヘムロックが下落**。
- 2021年時点のスタンページ単価は、SPFで48CADドル/m<sup>3</sup>程度、米マツで15CADドル/m<sup>3</sup>程度(※2021年9月時点で、1CADドル=87円)。

### (スタンページ単価の決定方法)

- 競争入札方式で伐採権を付与する場合、**応札者による最高応札額がスタンページ**となる。最低入札価格は、「**市場算出価格×70%**」に設定。
- 競争入札を行わない場合は、市場算出価格から森林計画作成等の伐採権に関する費用を差し引いた金額、又はCA\$0.25/m<sup>3</sup>のうち、いずれか高い方。
- 上記の「**市場算出価格**」は、樹種毎の**製材市場価格**を基にして、**林分状況・搬出条件**(等級、傾斜、集材方法、輸送距離、土場からの距離)等から算出。沿岸部では、北米・日本の住宅着工戸数や輸出量等も勘案。
- 市場動向に基づくデータは、四半期毎に見直し。その他のデータは固定。



資料: BC州政府

BC州におけるスタンページ単価の推移(樹種別)

## 7. BC州の森林政策一(3)丸太輸出税

- BC州森林法は、**州有林から生産された丸太**に対して、適用免除の場合を除き、①BC州内での使用、又は、②「**木材製品規則(MFPR)**」で定める**木材製品への加工を義務付け**。
- MFPR対象外の木材製品(丸太、一部の製材)を州外へ輸出するためには、**丸太輸出規制の手続きに基づく適用免除の許可取得と、輸出税(fee-in-lieu)の支払いが必要**。
- 2020年9月に、MFPRを改正して、輸出規制を強化。**輸出規制の対象となる製材の断面積下限を0.2m<sup>2</sup>から0.1m<sup>2</sup>に引き下げるとともに、米スギ(ウェスタンレッドシーダー)と米ヒバ(イエローシーダー)の製材に最終加工を義務付け**(但し、日本向け輸出は、3,000マイル以上輸送されるため、最終加工義務の適用除外)。

### BC州森林法(抄)

#### 10章 BC州内での加工

##### (BC州内で使用されるべき州有林丸太)

127条 本章の規定により適用が免除される場合を除き、**州有林から伐採された丸太及び当該丸太から生産された木材**は、(a)これを**州内で使用**し、(b)または、MFPRによって定めるところにより**州内で木材製品に加工**しなければならない。

##### (州内加工義務の免除)

- 128条
- (1)副知事は、
- (a)特定の樹種又は特定の種類の木材について、127条の規定による州内加工義務を免除することができる。また、義務の免除にあたって、副知事は、当該免除が適用される材積及び期間を制限することができる。
- (b)また、大臣の定める様式による申請を受理した場合には、**一定の木材について、127条の規定による州内加工義務を免除**することができる。
- (2)(略)
- (3)前2項の規定による**州内加工義務の免除は、次に掲げる場合を除いて行ってはならない**。
- (a)丸太または木材は、**州内の木材加工施設の需要に対し、余剰であること**。
- (b)丸太又は木材は、当該丸太または木材の**生産地付近で加工することが経済的に不可能**であり、かつ、**州外に所在する加工施設に輸送することが経済的に不可能であること**。
- (c)または、州内加工義務を免除することにより、**州有林から伐採された木材の無駄を防ぎ、もしくは、利用を改善**すること。

##### (適用免除条件と許可)

- 129条 第128条に基づいて行われた免除は
- (a)満たすべき条件と**政府に支払うべき料金を規定**し、
- (b)適用免除条件に記載されている木材に関して許可を付与することを規定する。

### MFPR対象外(丸太輸出規制の対象)の木材製品

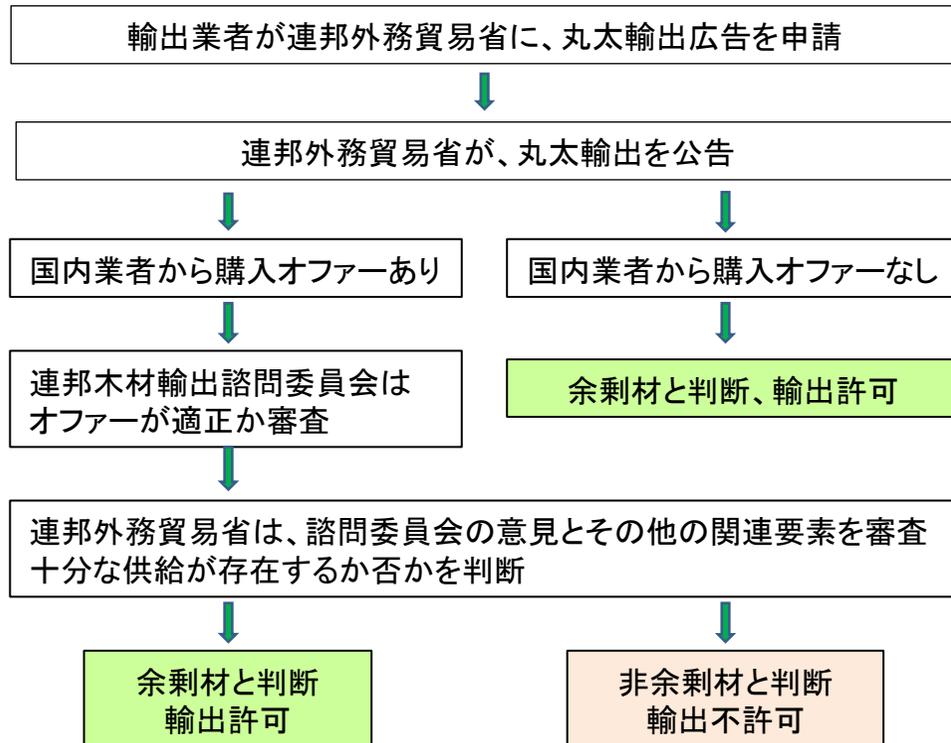
- 全ての丸太
- 製材のうち、以下のもの
  - 【内陸部】
    - ・全ての樹種: 断面積が0.1m<sup>2</sup>(※32cm角程度)以上
  - 【沿岸部】
    - ・米スギ、米ヒバ: 未加工又は2回まで再加工されたもの(但し、粗のまま意匠用に用いるもの、3,000マイル以上輸送するもの、厚さ6mm未満のものを除く)
    - ・その他の樹種: 断面積が0.1m<sup>2</sup>以上

### 丸太輸出税(fee-in-lieu)の税率

- 【内陸部】
  - ・全ての樹種: 1.00CADドル/m<sup>3</sup>
- 【沿岸部】
  - ・米マツ、米スギ、米ヒバ: 一定の方式で算出された国内丸太価格の15%
  - ・その他の針葉樹: 伐採権の入札結果を勘案して、10%~35%の間で変動
  - ・広葉樹と低グレードの木材: 1.00CADドル/m<sup>3</sup>

## 7. BC州の森林政策一(4)丸太輸出規制

- カナダは、1906年から、国内産業の保護のため、**ブリティッシュ・コロンビア州からの丸太輸出を規制**(※BC州政府は、州有林に対して、連邦政府は、連邦有林及び民有林に対して規制)。
- 輸出業者は、**丸太輸出の公示**を行い、国内加工業者から**購入の意思が示された場合には、輸出できず**(「余剰テスト」)。
- 当該措置は、国内産業保護のための輸出制限を禁止する**GATT第11条に違反する可能性が極めて高い**。
- **TPP協定**では、「林産物貿易に関する**交換公文(サイドレター)**」により、カナダ政府が、「**関係法令に規定する手続きに則った対日丸太輸出申請は許可する**」旨規定。



連邦通知第102号に基づく丸太輸出手続き(連邦有林、民有林)  
(※州有林も、ほぼ同様の手続き)

### 林産物の貿易に関する日本国政府とカナダ政府との間の交換公文(概要)

- カナダと日本は、林産物に関する二国間の林業委員会の創設に合意。
- 同委員会は、TPP協定の発効から5年を経過した年に、日本政府が措置するセーフガードの必要性について点検。以後も、常設の議題とする。
- 同委員会は、以下の丸太輸出の措置についても点検。問題が生じた場合、同委員会で解決を図る。
- カナダ政府は、関係法令に規定する手続きに従った日本向け丸太輸出の申請を受けた場合、許可証を発給する。

## 7. BC州の森林政策－(5)木材利用促進政策

- BC州は、2001年以降、森林・林業が衰退の危機に直面。2009年に、関係者から成る円卓会議が木材利用の促進を提言。
- 同提言を受けて、2009年10月に「Wood First Act」を施行。州政府が設計又は建設に資金支援を行う建築物では、木材を主要な建築資材として使用することを義務付け。
- 2011年から、主にBC州政府の拠出による「Wood First Program」を実施。木材利用促進に向けた各種取組を支援。予算規模は年間3億円程度。

### 「Wood First Act」 (2009年10月)

#### (目的)

州政府が設計又は建設に資金支援を行う建築物において、木材を主要な建築資材として使用することを求めることを通じて、「木の文化」(culture of wood)を普及。

#### (具体的取組)

- ・上記の目的のために、州政府は、以下の取組を実施。
  - ・建築物における木材利用に関する**ベストプラクティスの勧告**
  - ・設計又は建築のための協定等の形式及び内容に関する**助言の提供**
  - ・州政府が資金支援を行った建築物における**木材利用に関する報告の徴収等**

### 「Wood First Program」 (2011年～)

#### (目的)

地域経済振興と雇用創出の一環として、

- ①建築物の設計と建設において、木材利用を多様化させ、**木材を好適な建築材料として位置付けること**
- ②製材業における革新を支援し、**州内の木材利用を促進すること**

#### (具体的取組)

- ・実施主体は、「林産物市場開拓協会(FII協会)」。
- ・2021年度の予算額は280万ドル(約3億円)。収入の大部分は、BC州の雇用・経済発展・競争力省が拠出。
- ・**約2.6億円を補助金として交付**。約0.4億円はFII協会が執行。
- ・補助金の支給対象は、①**機会創出と障壁特定**、②**研究開発**、③**教育・技術向上**、④**市場開拓・プロモーション**、⑤**製造能力と経営の強化**の5分野。

#### (実績)

- ・2007年以降、**370件以上の大規模木造建築を整備**。130件は公共施設・レクリエーション施設、90件以上は学校や教育施設。
- ・森林・林業分野で**14万人の雇用を創出**。
- ・約8億円の投資で、市場を29億円程度拡大。
- ・2018年の**林産物輸出額は、2009年から倍増**(約13兆円)。